

債権の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 69 号

債権の管理に関する規則の一部を改正する規則

債権の管理に関する規則（昭和 39 年岩手県規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第 2 条 [略] 2 [略] 3 この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう。 (1)・(2) [略] (3) 教育委員会事務局 <u>学校財務課総括課長</u> (4)～(7) [略] 4・5 [略] (債権現在額報告書) 第 7 条 [略] 2 課長等又は地方公所長は、その分掌に係る債権のうち収入未済のものについて、債権（収入未済分）現在額報告書（様式第 3 号）を 5 月及び 9 月の末日現在で作成し、翌月の 20 日までに主管部局長に報告しなければならない。 3 [略] 様式第 3 号（その 1）（第 7 条関係） [略] 備考 1 [略] 2 記載に当たっては、次の方法によること。 (1) 当期中増減額の欄のうち、(3)は <u>5月末現在の</u> 場合に限り記載するものとし（当該決算年度内に発生した債権で当該年度の出納閉鎖日で収入未済となったもの）、(4)及び(5)は(1)及び(2)に対応する債権の当期中の各減少額を記載すること。 (2) 今回までの収入未済額は、次により計算すること。 ア <u>5月末現在</u> 現年度分……(6)＝(3)……決算年度内の増加額 過年度分……(7)＝{(1)－(4)}＋{(2)－(5)} イ <u>9月末現在</u> 現年度分……(6)＝(1)－(4) 過年度分……(7)＝(2)－(5) (A 4)	(定義) 第 2 条 [略] 2 [略] 3 この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう。 (1)・(2) [略] (3) 教育委員会事務局 <u>教育企画室長</u> (4)～(7) [略] 4・5 [略] (債権現在額報告書) 第 7 条 [略] 2 課長等又は地方公所長は、その分掌に係る債権のうち収入未済のものについて、債権（収入未済分）現在額報告書（様式第 3 号）を 5 月末日現在で作成し、翌月の 20 日までに主管部局長に報告しなければならない。 3 [略] 様式第 3 号（その 1）（第 7 条関係） [略] 備考 1 [略] 2 記載に当たっては、次の方法によること。 (1) 当期中増減額の欄のうち、(3)は当該決算年度内に発生した債権で当該年度の出納閉鎖日で収入未済となったものを記載するものとし、(4)及び(5)は(1)及び(2)に対応する債権の当期中の各減少額を記載すること。 (2) 今回までの収入未済額は、次により計算すること。 現年度分……(6)＝(3)……決算年度内の増加額 過年度分……(7)＝{(1)－(4)}＋{(2)－(5)} (A 4)
様式第 5 号（第 15 条関係）	様式第 5 号（第 15 条関係）

[略]

6 その他の条件

(1)・(2) [略]

(3) 県において、担保の価値が減少し、又は保証人を不  
適当とする事情が生じたと認めるときは、債権者は県の  
請求に応じて増担保の提供又は保証人の変更その他担保  
の変更をしなければならない。

(4) [略]

備考 [略]

[略]

6 その他の条件

(1)・(2) [略]

(3) 県において、担保の価値が減少し、又は保証人を不  
適当とする事情が生じたと認めるときは、債務者は県の  
請求に応じて増担保の提供又は保証人の変更その他担保  
の変更をしなければならない。

(4) [略]

備考 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。